

鳥羽まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、鳥羽まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所は、鳥羽小学校区コミュニティ・センター内に置く。

(目 的)

第2条 協議会は、鳥羽小学校区において、明石市等行政機関とのパートナーシップのもと、地域の人々による主体的な創意工夫によって、安全に、安心して暮らすことができるまちづくり、地域への愛着が生まれ、温かい心が通い合うまちづくりを推進していくことを目的とする。

(事業等)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業及び活動（以下「事業等」という。）を行う。

- (1) まちづくりビジョンの策定及び実施。
- (2) 明石市等行政機関から委託を受けた各種事業等の実施。
- (3) 野々池中学校区のボランティア団体が実施する事業等への参加及び協力。
- (4) その他、目的を達成するために必要と認められる事業等の実施。

(構 成)

第4条 協議会は、別表に掲げる団体等をもって構成する。

(※当ページ「構成団体一覧表」参照)

第2章 総会及び役員会

(総 会)

第5条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

2 総会は、前条に定める団体等から選出された委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

3 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(定期総会)

第6条 定期総会は、毎年度1回会計年度終了後、2カ月以内に開催する。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(臨時総会)

第7条 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は委員の過半数の者から請求があったときは、速やかに開催しなければならない。

(総会の議決事項)

第8条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び予算を定めること。

- (3) 事業報告及び決算を認定すること。
- (4) まちづくりビジョンを定め、推進していくこと。
- (5) 役員及び事務局長を選任すること。
- (6) その他必要と認める事項。

(総会の議長)

第9条 総会の議長は、出席委員の互選により定める。

(役員会)

第10条 協議会に、役員会を置く。

2 役員会は、第14条に定める者をもって構成する。

(役員会の議決事項)

第11条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 顧問を置くこと。
- (3) その他必要と認める事項。

(役員会の議長)

第12条 役員会の議長は、会長とする。

(会議の成立、議決)

第13条 総会及び役員会（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員又は役員（以下「委員等」という。）の過半数の出席がなければ、開くことができない。ただし、他の委員等を代理人として、表決を委任する場合にあっては、出席したものとみなす。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 役員等

(役員)

第14条 役員は、次の者とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計監査 2名

2 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員の再任は、妨げない。

(職務)

第15条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(3) 幹事は、会務に参画するとともに、総会の議決事項を審議する。

(4) 会計監査は、決算の状況を審査し、総会にその結果を報告する。

(選任方法)

第16条 役員は、総会において委員の互選により定める。

(顧問)

第17条 協議会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、協議会の重要な事項について意見を述べ、又は助言する。

第4章 まちづくりビジョンを策定する会議

(会議)

第18条 まちづくりビジョンを策定するため協議会に、次の会議を置く。

(1) まちづくりビジョン策定会議

(2) まちづくりビジョン策定部会（各種実行委員会を含む。）

(3) プロジェクト会議

(策定会議の構成)

第19条 まちづくりビジョン策定会議（以下「策定会議」という。）は、自治会、まちづくりビジョン策定部会（以下「部会」という。）、及びプロジェクト会議の代表者をもって構成する。

(策定会議の役割)

第20条 策定会議は、次の事項を協議し、その結果をとりまとめ、協議会に提案する。

(1) 部会、プロジェクト会議及び各種実行委員会のまちづくり案を調整し、総合的な校区のビジョン（未来像、目標、推進方策等）を策定すること。

(2) まちづくりビジョン冊子を編集すること。

(3) その他必要と認める事項。

(部会の構成)

第21条 部会は、協議会等が推せんする者及び公募による地域住民をもって構成する。

(部会の役割)

第22条 部会は、次の事項を協議し、その結果をとりまとめ策定会議に提案する。

(1) 分野ごとに、校区のまちづくりビジョン（未来像、目標、推進方策等）を策定すること。

(2) その他必要と認める事項。

(部会の種類)

第23条 部会の種類は、別に定める。

(プロジェクト会議)

第24条 プロジェクト会議は、都市・生活基盤の整備等多分野にわたるビジョン策等協議会が必要と認めるときに設置する。

(会議の運営等)

第25条 策定会議、部会及びプロジェクト会議の運営等に必要な事項については、別に定める。

第5章 受託事業等

(受託事業等)

第26条 明石市等行政機関から受託を受けた事業及び野々池中学校区のボランティア団体が実施する事業等については、これらの計画に従い、積極的に参加、協力する。

第6章 事務局

(事務局)

第27条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織は、次のとおりとする。

(1) 事務局長 1名

(2) 庶務担当、会計担当、広報担当 若干名

3 事務局長は、協議会の事務を掌理するとともに、鳥羽小学校区コミュニティ・センター及び他団体等との連絡調整を行う。

4 事務局長は、総会において選任する。

5 第2項に定める職員の具体の事務内容等については、別に定める。

第7章 会計

(会計年度)

第28条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(収 入)

第29条 収入は、会費、各種補助金、委託金、寄付金等とする。

(支 出)

第30条 支出は、協議会の事業等を執行するために必要とする経費及び協議会と密接な関係のある団体に対する助成金等とする。

(予算、決算)

第31条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべて予算及び決算に計上しなければならない。

(会 費)

第32条 自治会の会費は、会員1人当たり100円とし会員数に乗じて得た数とする。

2 自治会以外の会費については、別に定める。

附 則

1. この規約は、平成19年 7月 1日から施行する。
2. この規約は、平成20年 5月25日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	団 体 名 等
自 治 会	旭が丘北自治会
	小久保1・3丁目自治会
	鳥羽野々上自治会
	西明石北町自治会
	松の内自治会
	明南町自治会
福 祉 関 係	鳥羽校区高年クラブ連合会
	鳥羽校区民生児童委員
	ボランティア小鳥の会
	明石市地域福祉推進市民会議（鳥羽校区）
	かまだクリニック
	はまな歯科医院
青 少 年 関 係	野々池中学校
	鳥羽小学校
	鳥羽幼稚園
	鳥羽保育所
	野々池中学校PTA（鳥羽校区）
	鳥羽小学校PTA
	鳥羽幼稚園PTA
	鳥羽校区子ども会育成者連絡協議会
	野々池地区愛護協議会（鳥羽校区）
	青少年補導委員会野々池班（鳥羽校区）
	スクールガード鳥羽
防 災 ・ 防 犯 関 係	明石防犯協会（鳥羽支部）
	明石市消防団西鳥羽班
環 境 ・ 美 化 関 係	鳥羽校区ゴミ減量推進協議会
	明石市保健衛生推進協議会（鳥羽校区）
人 権 推 進 関 係	野々池地区人権・同和教育研究協議会（鳥羽校区）
ス ポ ー ツ 関 係	スポーツクラブ21・鳥羽
	子ども地域スポーツクラブ
事 業 者	商友会
	コープ西明石

ボランティア経験者	「協議会」が推せんする者
-----------	--------------